

西条市・東予市・丹原町・小松町 合併協議会だより

創刊号

2002年8月

編集・発行／西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局

TEL (0897) 58-2735 FAX (0897) 58-2778 〒793-0023 西条市明屋敷164 西条市市民会館内

E-mail: gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

西条市・東予市・丹原町・小松町 合併協議会発足



西条市、東予市、丹原町、小松町の合併問題について協議する『西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会』が7月1日に発足、7月8日に各市町の市長、助役、議長、議員代表、学識経験者等27名が出席し、第1回合併協議会が西条市役所で開催され、合併に関する協議が本格的にスタートしました。

西条市・東予市・丹原町・小松町 合併協議会会長発足あいさつ

合併協議会会長 伊藤宏太郎

このたび、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が設立されたことは、21世紀におけるこの地域のまちづくりを考えていく上で、大変有意義なことであると思います。

これからのまちづくりを進める時に、地方制度の将来、地域住民の福祉、効率的な住民負担と受益のあり方、少子高齢化に伴う労働力人口の減少と産業活力の衰退等を考えますと、市町村合併は避ける

ことができない課題であります。市町村合併にのみならず、現在のわが国の置かれた状況、すなわち、グローバルゼーションの中でこの国のかたちをどうするのが問われており、明治時代以来の都道府県・市町村のあり方が大きな変革の時期に入ってきております。道州制や連邦制の議論も活発になってきており、これらを見通したまちづくりがこの地域にも求められているところです。

大幅な特例措置が盛り込まれている合併特例法の期限が、平成17年3月末となっており、県内でも法定協議会、任意協議会合わせて10の地域で活発に合併協議が行われています。

この地域における合併論議は今回が初めてではありません。昭和39年から昭和41年にかけて、今回と同じ枠組みで論議されましたが、時期尚早として合併に至らなかった経緯がありました。今回、同じ枠組みで、再び合併の論議が出来ますことは、運命的であり、誠に感慨深いものがあります。

今回発足しました協議会は「任意」という形をとっておりまして、法的拘束力、効力があるわけではありませんが、この協議会で次の段階の法定協議会に向けて論議することが、この地域、2市2町のこれからのまちづくりを進めていく上での土台、根幹になるであろうと確信しております。

今後、協議会における協議内容など、合併に関する情報を積極的に提供し、住民の皆様と情報を共有できる環境で、住民のみなさんのご意見を伺い、この地域の将来のまちづくりについて一緒に考えていきたい思います。みなさんの忌憚のないご意見を賜り、お知恵を貸していただきますようお願いいたします。

